

# 草津市公報

発行日 令和8年1月15日  
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 1 号

発行所 草津市役所  
草津市草津三丁目13番30号  
電話番号(代)077-563-1234

## ◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

### ◎ 条 例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課） ..... 2

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（職員課） ..... 3

津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（職員課） ..... 20

草津市手数料条例等の一部を改正する条例（人権政策課、総務課、納税課、まちづくり協働課、生活安心課、障害福祉課、介護保険課、保険年金課、生涯学習課、図書館、児童生徒支援課、商工観光労政課、資源循環推進課、開発調整課、建築政策課、上下水道総務課、上下水道施設課、市営住宅課） ..... 37

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（幼児課） ..... 46

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（幼児課） ..... 47

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（こども若者政策課） ..... 48

草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（幼児課） ..... 49

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項の経過措置を定める条例（幼児課） ..... 49

草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例（上下水道総務課） ..... 50

草津市下水道条例の一部を改正する条例（上下水道総務課） ..... 51

### ◎ 規 則

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の一部を改正する規則（こども若者政策課） ..... 52

草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（職員課） ..... 54

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（職員課） ..... 58

草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課） ..... 62

草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則（職員課） ..... 63

### ◎ 告 示

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課） ..... 65

公金の収納および徴収事務の委託について（資源循環推進課） ..... 69

くさつシティアリーナネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱（公園緑地課） ..... 69

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課） ..... 70

都市公園法の規定による草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業公募設置等指針の公示について（草津川跡地整備課） ..... 75

草津市改良住宅移転譲渡実施要綱（市営住宅課） ..... 75

草津市コミュニティバス車両広告掲出取扱要綱（交通政策課） ..... 77

草津市福祉バスに関する要綱の一部を改正する要綱（健康福祉政策課） ..... 79

令和7年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課） ..... 79

公示送達について（納税課） ..... 80

草津市人権擁護推進本部設置要綱および草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（人権政策課） 84

草津市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱（こども家庭若者課）	85
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 および児童福祉法第 2 4 条の 3 7 の規定による指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定について（障害福祉課）	94

◎ 公 告

地区計画の変更案の縦覧について（都市計画課）	94
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	95
都市公園の区域決定について（草津川跡地整備課）	95
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	95
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	96
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	96
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	96
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	96
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	97
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	97

◎ 議 会 規 程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（議事庶務課）	98
--	----

◎ 教育委員会規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課）	101
--	-----

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	101
---------------------------	-----

◎ 監査委員告示

定期監査等の結果に関する報告の公表について	102
-----------------------	-----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	103
-------------------	-----

◎ 水道事業管理規程

草津市上水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）	104
-------------------------------------	-----

# 条 例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市条例第 2 7 号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和 4 5 年草津市条例第 2 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 <現行どおり> (期末手当の額および支給方法) 第 5 条 <現行どおり> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 0 0 分</u> <u>の 1 7 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4) <現行どおり> 3～4 <現行どおり> 第 6 条～第 7 条 <現行どおり> 別表 <現行どおり>	第 1 条～第 4 条 <省略> (期末手当の額および支給方法) 第 5 条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 0 0 分</u> <u>の 1 7 2 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4) <省略> 3～4 <省略> 第 6 条～第 7 条 <省略> 別表 <省略>

第 2 条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 <現行どおり> (期末手当の額および支給方法) 第 5 条 <現行どおり> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 0 0 分</u> <u>の 1 7 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以 内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。 (1)～(4) <現行どおり> 3～4 <現行どおり> 第 6 条～第 7 条 <現行どおり> 別表 <現行どおり>	第 1 条～第 4 条 <省略> (期末手当の額および支給方法) 第 5 条 <省略> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>1 0 0 分</u> <u>の 1 7 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 (1)～(4) <省略> 3～4 <省略> 第 6 条～第 7 条 <省略> 別表 <省略>

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(経過措置)
- 3 改正後の議員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の議員条例の規定による報酬の内払とする。

(令和7年12月24日掲示済み)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第28号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第19条 《現行どおり》 (宿日直手当)</p> <p>第20条 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して<u>月額23,500円</u>を超えない範囲内において規則で定める額の宿日直手当を支給する。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>第20条の2 《現行どおり》 (期末手当)</p> <p>第21条 《現行どおり》</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 《現行どおり》</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは</p>	<p>第1条～第19条 《省略》 (宿日直手当)</p> <p>第20条 常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して<u>月額21,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める額の宿日直手当を支給する。</p> <p>2 《省略》</p> <p>第20条の2 《省略》 (期末手当)</p> <p>第21条 《省略》</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>1</u></p>

改正後	改正前																																								
<p>「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～5 《現行どおり》</p> <p>第21条の2～第21条の3 《現行どおり》 (勤勉手当)</p> <p>第22条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 《現行どおり》</p> <p>第22条の2～第32条 《現行どおり》</p> <p>別表第1（第3条第1号関係） (別添1-1のとおり)</p> <p>別表第2（第3条第2号関係） (別添2-1のとおり)</p> <p>別表第3（第3条第3号関係） (別添3-1のとおり)</p> <p>別表第4（第3条第4号関係） (別添4-1のとおり)</p> <p>別表第5 《現行どおり》</p> <p>別表第6（第15条第2項第2号、第3号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車</th> <th colspan="2">自転車等</th> </tr> <tr> <th>使用距離 (片道)</th> <th>手当額</th> <th>使用距離 (片道)</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《現行どおり》</td> <td>《現行どおり》</td> <td>《現行どおり》</td> <td>《現行どおり》</td> </tr> <tr> <td>35キロメートル以上40キロメートル未満</td> <td><u>22, 8</u> <u>00円</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40キロメートル以上</td> <td><u>25, 9</u> <u>00円</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自動車		自転車等		使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>22, 8</u> <u>00円</u>			40キロメートル以上	<u>25, 9</u> <u>00円</u>			<p><u>00分の70</u>」とする。</p> <p>4～5 《省略》</p> <p>第21条の2～第21条の3 《省略》 (勤勉手当)</p> <p>第22条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 《省略》</p> <p>第22条の2～第32条 《省略》</p> <p>別表第1（第3条第1号関係） (別添1-2のとおり)</p> <p>別表第2（第3条第2号関係） (別添2-2のとおり)</p> <p>別表第3（第3条第3号関係） (別添3-2のとおり)</p> <p>別表第4（第3条第4号関係） (別添4-2のとおり)</p> <p>別表第5 《省略》</p> <p>別表第6（第15条第2項第2号、第3号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車</th> <th colspan="2">自転車等</th> </tr> <tr> <th>使用距離 (片道)</th> <th>手当額</th> <th>使用距離 (片道)</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《省略》</td> <td>《省略》</td> <td>《省略》</td> <td>《省略》</td> </tr> <tr> <td>35キロメートル以上40キロメートル未満</td> <td><u>22, 7</u> <u>00円</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40キロメートル以上</td> <td><u>25, 2</u> <u>00円</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自動車		自転車等		使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>22, 7</u> <u>00円</u>			40キロメートル以上	<u>25, 2</u> <u>00円</u>		
自動車		自転車等																																							
使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額																																						
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》																																						
35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>22, 8</u> <u>00円</u>																																								
40キロメートル以上	<u>25, 9</u> <u>00円</u>																																								
自動車		自転車等																																							
使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額																																						
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》																																						
35キロメートル以上40キロメートル未満	<u>22, 7</u> <u>00円</u>																																								
40キロメートル以上	<u>25, 2</u> <u>00円</u>																																								

第2条 草津市職員の給与に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 1 4 条の 3 《現行どおり》 (通勤手当)</p> <p>第 1 5 条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>(1) 《現行どおり》</p> <p>(2) 《現行どおり》</p> <p>ア 自動車を駐車するための施設で規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、<u>5,000円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>イ 《現行どおり》</p> <p>(3) 《現行どおり》</p> <p>3～9 《現行どおり》</p> <p>第 1 5 条の 2～第 2 0 条の 2 《現行どおり》 (期末手当)</p> <p>第 2 1 条 《現行どおり》</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 《現行どおり》</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～5 《現行どおり》</p> <p>第 2 1 条の 2～第 2 1 条の 3 《現行どおり》 (勤勉手当)</p> <p>第 2 2 条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 《現行どおり》</p>	<p>第 1 条～第 1 4 条の 3 《省略》 (通勤手当)</p> <p>第 1 5 条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>(1) 《省略》</p> <p>(2) 《省略》</p> <p>ア 自動車を駐車するための施設で規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、<u>4,000円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>イ 《省略》</p> <p>(3) 《省略》</p> <p>3～9 《省略》</p> <p>第 1 5 条の 2～第 2 0 条の 2 《省略》 (期末手当)</p> <p>第 2 1 条 《省略》</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～5 《省略》</p> <p>第 2 1 条の 2～第 2 1 条の 3 《省略》 (勤勉手当)</p> <p>第 2 2 条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員または任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 《省略》</p>

改正後				改正前			
第 2 2 条の 2 ～ 第 3 2 条 《現行どおり》 別表第 1 ～ 別表第 5 《現行どおり》 別表第 6 (第 1 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号関係)				第 2 2 条の 2 ～ 第 3 2 条 《省略》 別表第 1 ～ 別表第 5 《省略》 別表第 6 (第 1 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号関係)			
自動車		自転車等		自動車		自転車等	
使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額	使用距離 (片道)	手当額
《現行どおり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
4 0 キロメー トル以上 4 5 キロ メートル未満	《現行ど おり》			4 0 キロメー トル以上	《省略》		
4 5 キロメー トル以上 5 0 キロ メートル未満	2 9 , 1 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
5 0 キロメー トル以上 5 5 キロ メートル未満	3 2 , 3 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
5 5 キロメー トル以上 6 0 キロ メートル未満	3 5 , 5 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
6 0 キロメー トル以上 6 5 キロ メートル未満	3 8 , 7 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
6 5 キロメー トル以上 7 0 キロ メートル未満	4 2 , 2 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
7 0 キロメー トル以上 7 5 キロ メートル未満	4 5 , 7 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
7 5 キロメー トル以上 8 0 キロ メートル未満	4 9 , 2 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
8 0 キロメー トル以上 8 5 キロ メートル未満	5 2 , 7 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
8 5 キロメー トル以上 9 0 キロ メートル未満	5 6 , 2 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
9 0 キロメー トル以上 9 5 キロ メートル未満	5 9 , 6 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		
9 5 キロメー トル以上 1 0 0 キ ロメートル未満	6 3 , 0 0 0 円			《改正後に新設 》	《改正後 に新設》		

改正後				改正前			
ロメートル未満							
100キロメートル以上	66,400円			《改正後に新設》	《改正後に新設》		

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																																
<p>第1条～第6条 《現行どおり》                      (特定任期付職員の給与に関する特例)                      第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>655,000</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>765,000</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>893,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～5 《現行どおり》                      (給与条例の適用除外等)                      第8条 《現行どおり》                      2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。                      3 《現行どおり》                      第9条 《現行どおり》</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	6	<u>765,000</u>	7	<u>893,000</u>	<p>第1条～第6条 《省略》                      (特定任期付職員の給与に関する特例)                      第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～5 《省略》                      (給与条例の適用除外等)                      第8条 《省略》                      2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。                      3 《省略》                      第9条 《省略》</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>405,000</u>																																
2	<u>455,000</u>																																
3	<u>508,000</u>																																
4	<u>574,000</u>																																
5	<u>655,000</u>																																
6	<u>765,000</u>																																
7	<u>893,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																

第4条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 7 条 &lt;現行どおり&gt; (給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 0 条の 2 第 1 項、第 2 1 条第 2 項および第 2 3 条の 2 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 0 条の 2 第 1 項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 8 年草津市条例第 2 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(第 2 3 条の 2 第 2 項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第 2 1 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 9 6 . 2 5</u>」と、給与条例第 2 2 条第 2 項第 1 号中「<u>1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 8 8 . 7 5</u>」と、給与条例第 2 3 条の 2 第 2 項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 9 条 &lt;現行どおり&gt;</p>	<p>第 1 条～第 7 条 &lt;省略&gt; (給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 0 条の 2 第 1 項、第 2 1 条第 2 項および第 2 3 条の 2 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 0 条の 2 第 1 項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 8 年草津市条例第 2 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(第 2 3 条の 2 第 2 項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第 2 1 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 9 7 . 5</u>」と、給与条例第 2 2 条第 2 項第 1 号中「<u>1 0 0 分の 1 0 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 9 0</u>」と、給与条例第 2 3 条の 2 第 2 項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>第 9 条 &lt;省略&gt;</p>

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 5 条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和 4 3 年草津市条例第 2 6 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条 &lt;現行どおり&gt; (給与)</p> <p>第 2 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和 4 0 年草津市条例第 2 7 号)第 2 1 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 7 . 5</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 3 条～第 5 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>別表 &lt;現行どおり&gt;</p>	<p>第 1 条 &lt;省略&gt; (給与)</p> <p>第 2 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和 4 0 年草津市条例第 2 7 号)第 2 1 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 2 . 5</u>」とし、同条第 4 項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4 &lt;省略&gt;</p> <p>第 3 条～第 5 条 &lt;省略&gt;</p> <p>別表 &lt;省略&gt;</p>

第 6 条 草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 <現行どおり> (給与) 第 2 条 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 4 <現行どおり> 第3条~第5条 <現行どおり> 別表 <現行どおり>	第 1 条 <省略> (給与) 第 2 条 <省略> 2 <省略> 3 期末手当および通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 4 <省略> 第3条~第5条 <省略> 別表 <省略>

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条~第 2 条 <現行どおり> (給与の額) 第 3 条 <現行どおり> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 <現行どおり> 第4条~第5条 <現行どおり>	第 1 条~第 2 条 <省略> (給与の額) 第 3 条 <省略> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)第21条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。 3 <省略> 第4条~第5条 <省略>

第8条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条~第 2 条 <現行どおり> (給与の額) 第 3 条 <現行どおり> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条	第 1 条~第 2 条 <省略> (給与の額) 第 3 条 <省略> 2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条

改正後	改正前
<p>例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4条～第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>	<p>例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>第4条～第5条 &lt;省略&gt;</p>

（草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

第9条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（昭和40年草津市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>（給与の額）</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4条～第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>	<p>第1条～第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>（給与の額）</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>第4条～第5条 &lt;省略&gt;</p>

第10条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>（給与の額）</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4条～第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>	<p>第1条～第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>（給与の額）</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 通勤手当および期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>第4条～第5条 &lt;省略&gt;</p>

付 則